

観音寺市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を担う若者の定住促進及び就労初期における若者の経済的負担の軽減を図るとともに、本市における中小企業等の人材確保に資するため、本市に居住し中小企業等に勤務する者に対し、当該勤務をする者が大学等在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部について、予算の範囲内で観音寺市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）及び大学院をいう。
- (2) 対象企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び社会福祉法人、医療法人、学校法人、農業法人その他市長が認めるものをいう。ただし、次に掲げる企業を除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する企業
 - イ その他市長が適当でないと認める企業
- (3) 正規雇用者 雇用期間の定めのない契約に基づき雇用された者で、当該企業の就業規則等で定める賞与、退職金、諸手当等における取扱いが通常の従業員と同様の扱いとなるものをいう。
- (4) U J I ターン等就業者 第6条に規定する事前申込みの日において香川県外に住所を有している者（事前申込みの日以前に正規雇用者として雇用されたことがある者を含む。）であって、その後本市に転入し、対象企業に就業するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 初めて第10条第1項に規定する補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度（以下「交付初年度」という。）の末日において30歳未満であること。
- (2) 大学等在学中に独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた者であること。
- (3) 対象企業における正規雇用者であること。
- (4) 本市に住所を有し、初めて前号の要件に該当することとなった日から起算して5年以上本市に居住する予定であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 奨学金の返還金を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6項に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと（第7条第3項に規定する補助予定者として場合における交付初年度又はその翌年度に係る補助金の交付を受けた場合を除く。）。
- (9) 観音寺市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱（平成29年観音寺市告示第76号）により本市が実施する奨学金返還支援制度の支援対象者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 第6条に規定する事前申込みをした日以前に正規雇用者として雇用されたことがある者。ただし、U J I ターン等就業者を除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1

項第2号に規定する奨学金（補助対象者が貸与を受けたものに限る。）の返還額とする。ただし、第6条に規定する事前申込みの日以前から、奨学金の返還を開始している者については、事前申込み時点における返還残額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、市長が別に定める額を上限とする。

2 前項の補助金の額が20万円を超える場合は、超える額について次年度に繰り越すものとし、その後も同様とする。

（事前申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長が指定する日までに観音寺市奨学金返還支援事業補助金事前申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

（1） 在学証明書、卒業証明書その他大学等における在学又は卒業したことを証する書類

（2） 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書

（3） 対象企業の内定書の写し、内定証明書等（内定等を得ている場合）

（補助予定者の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込みをした者を補助予定者とすることを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助予定者を決定したときは、観音寺市奨学金返還支援事業補助金補助予定者決定通知書（様式第2号）により当該補助予定者に通知するものとする。

3 補助金の交付が次年度以降にわたる場合、市長は、交付決定者を次年度以降における第1項の規定による補助予定者とみなし、前項の規定に準じて当該補助予定者に通知するものとする。

（補助予定者の届出義務）

第8条 補助予定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を観音寺市奨学金返還支援事業補助金事前申込内容変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 対象企業に雇用されないこととなったとき。
- (2) 補助対象経費の2分の1を超える額について、大学生等かがわ定着促進基金条例（平成27年香川県条例第39号）による支援、就業先による支援その他これらに類する奨学金返還の支援を受けることとなったとき。
- (3) 本市以外に住所を有することとなったとき。
- (4) 本市内での住所又は氏名の変更があったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その内容が前項第1号から第3号までに該当するときは、観音寺市奨学金返還支援事業補助金補助予定者決定取消通知書（様式第4号）により当該補助予定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、その内容が第1項第4号に該当するときは、変更の内容を承認し、観音寺市奨学金返還支援事業補助金補助予定者変更決定通知書（様式第5号）により当該補助予定者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 第7条第2項又は前条第3項の通知を受け、補助金の交付を受けようとする補助予定者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに観音寺市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書
- (2) 在職証明書（様式第7号）
- (3) 住民票の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第8号）
- (5) 観音寺市奨学金返還支援事業補助金交付対象者現況届（様式第9号。以下「現況届」という。）（初回申請時を除く。）
- (6) 観音寺市奨学金返還支援事業補助金以外の奨学金返還支援額が分かる書類（観音寺市奨学金返還支援事業補助金以外の奨学金返還支援を受けた場合）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第2号から第4号までに掲げる書類については、前項の規定による申請をする以前3月以内に作成し、又は発行されたものに限る。

(交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、観音寺市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査又は実地調査により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、観音寺市奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条第1項の交付決定の内容に変更が生じたときは、速やかに観音寺市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書(様式第12号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、観音寺市奨学金返還支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第13号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、観音寺市奨学金返還支援事業補助金交付請求書(様式第14号)により補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は

一部を取り消すことができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 本市に住所を有し、初めて対象企業における正規雇用者となった日から起算して5年以内に本市から転出したとき。
- (2) 本市に住所を有し、初めて対象企業における正規雇用者となった日から起算して5年以内にその職を辞したとき。
- (3) 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかとなったとき。
- (4) 誓約書に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う転勤若しくは出向又は研修による転出である場合は、同号に該当しないものとする。この場合において、補助金受給者は、当該転出の前に就業先が発行する一時的に他の市区町村へ転出することの証明書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、補助金受給者が就業先の倒産、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由により当該就業先を退職し第3条第1項第3号に該当しなくなった場合において、当該退職の日から3月を経過する日までに新たに他の対象企業の正規雇用者となったときは、引き続き同号に該当するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、観音寺市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助金受給者に通知するものとする。

5 補助金受給者は、市が居住確認のために報告を求めること又は立入調査を行うこと（以下「調査等」という。）に協力しなければならない。

6 補助金受給者は、補助金の交付申請の日から起算して5年間は、毎年度、現況届を市長に提出しなければならない。

7 第1項に定めるもののほか、市長は、補助金受給者から前項に規定する現況届の提出

がないこと又は第5項に規定する調査等を拒否したことにより補助金受給者が市内に居住していることの確認ができない場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還請求)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 返還金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 交付を受けた補助金の額の全額

(2) 本市に住所を有し、初めて対象企業における正規雇用者となった日から起算して3年未満の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の全額

(3) 本市に住所を有し、初めて対象企業における正規雇用者となった日から起算して3年以上5年以内の間に本市以外の市区町村に転出した場合 交付を受けた補助金の額の半額

(4) 本市に住所を有し、初めて対象企業における正規雇用者となった日から起算して3年未満の間にその職を辞した場合 交付を受けた補助金の額の全額

(5) 本市に住所を有し、初めて対象企業における正規雇用者となった日から起算して3年以上5年以内の間にその職を辞した場合 交付を受けた補助金の額の半額

(6) 前条第6項に規定する現況届の提出がないこと又は同条第5項に規定する調査等を拒否したことにより補助金受給者が市内に居住していることの確認ができない場合 交付を受けた補助金の額の全額

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱に定める補助金の交付のために必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。